

公立大学法人横浜市立大学談合情報等取扱要綱

制 定 令和2年4月1日
改 正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）発注の契約に係る入札談合を疑わせる情報に関する取扱いを定め、もって法人が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、法人発注に係るすべての契約に適用する。

(談合情報の定義)

第3条 入札談合を疑わせる情報のうち、特定の入札又は見積合せ（以下「入札等」という。）について談合が行われていることを伝えている情報については、談合情報として取り扱う。

(情報の確認)

第4条 入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認し、落札予定者、落札予定金額その他談合に関する事項について、詳しく聞くこととする。

2 情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で当該情報の出所を明らかにするよう要請することとする。

(報告書の作成)

第5条 入札等担当部署に入札談合を疑わせる情報が寄せられた場合には当該情報の内容を談合情報等報告書（第1号様式）に記載することとし、入札担当部署以外の部署に入札談合を疑わせる情報があった場合には直ちに入札等担当部署に電話で連絡した後、情報の内容を談合情報等報告書に記載し、入札等担当部署に報告を行わなければならない。当該情報が、情報提供者によるものではなく、職員が直接目撃した等の情報であっても、入札等担当部署に報告を行わなければならない。

(報道機関等への対応)

第6条 入札談合を疑わせる情報に関する報道機関等との対応については、入札等担当部署の所管課長が行うこととする。

(公正取引委員会への通報)

第7条 入札等担当部署は、第3条に規定する談合情報について、速やかに、第1号様式及び第2号様式により公正取引委員会へ通報することとする。

2 談合情報の追加情報などがある場合には原則として、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会に通報することとする。

(信憑性の判断)

第8条 情報提供者から寄せられた情報に加え、必要に応じて、情報提供者からの事情聴取、類似の入札に係る結果の分析、入札時に提出された積算内訳書の調査等を行い、談合情報について信憑性を判断することとする。

(入札等手続での対応)

第9条 談合情報が寄せられた場合においても、原則として入札等から契約締結までの手続は継続する。ただし、前条に基づく信憑性の判断の結果、情報の内容の信憑性が極めて高いとき、又は、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約締結前であれば入札の中止又は取消しを、契約締結後であれば契約解除を行うことを検討する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式

談合情報等報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分頃			
入札件名				
入札(予定)日	年 月 日 () 時 分			
情報提供者	① 報道関係者	②その他		
	氏名			
	住所			
	電話番号			
	職業			
	情報提供者に関する情報を公正取引委員会等、他の機関へ提供することの可否	可・不可		
情報入手の手段	①電話	②書面	③面接	④その他
情報の内容	落札予定者			
	落札予定金額			
	談合関与者名			
	談合の日時・場所			
	談合の方法			
	物的証拠の有無			
その他の情報等 (当事者以外に知り得ない情報等)				
応答の概要				
受信者	所属	職・氏名		

第2号様式

第 号
年 月 日
様

公立大学法人横浜市立大学理事長

談合情報等に関する資料の送付について（通知）

本法人の〇〇〇〇〇〇〇の入札に係る談合情報について、次の資料を送付します。

1 談合情報等報告書（写）

＜連絡先＞
〇〇部〇〇課
電話：
担当者：